園芸用パイプハウス整備費用を助成します

水稲から園芸作物への作付転換や園芸作物の作付拡大を図るため、園芸用パイプハウスの整備を予定している農家の方を対象に整備費用の一部を助成します。

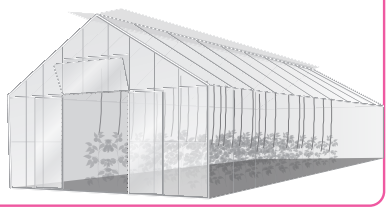

■**対象者**　アスパラ、うど、花卉などの園芸作物の生産に必要な60㎡（約18坪）以上のパイプハウスを整備する農家・農業法人

■**補助額**　園芸用パイプハウス整備費用の３分の１（上限50万円）

■**問合せ**　農林振興課農政係　☎72-6911

農地の売買・賃貸・相続に関する制度

個人や法人が、農地を耕作する目的で売買、贈与、貸借する場合には、農業委員会の許可を受ける方法（農地法）と、町が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という））があります。

農地法第3条許可

耕作目的で農地を売買、贈与、貸借する場合には、次の許可基準を満たし、農業委員会の農地法第3条許可を受ける必要があります。この許可を受けないで行った行為は無効です。

また、農地法に基づき農業委員会の許可を受けて農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません。（法定更新）

▼**許可基準**

○申請農地を含め、所有農地または借入農地の全てを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）

○申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

○申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）

※町農業委員会では、管内の下限面積を30アールに定めています。

○申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

▼**申請書添付書類**

・土地の登記事項証明書

・公図の写しまたは土地の位置の特定ができる図面

・位置図（2万5千分の1程度）

・周辺見取図（住宅地図等）

※町外に住所がある方や、新規就農の方、後継者へ経営移譲する方、農地所有適格法人が権利を取得する場合は、右記のほかにも必要な書類がありますので、お問い合わせください。

農地を相続したら

相続（遺産分割、包括遺贈および相続人に対する特定遺贈を含む）により農地を取得した場合は、農業委員会に「農地法第3条の3」の規定に基づく届出をしてください。

▼**問合せ**　農業委員会事務局　☎72-6925

基盤強化法による農用地利用集積計画

農用地利用集積計画は、基盤強化法の利用権設定等促進事業において、町が基本構想に基づき、農地の利用関係の調整結果を取りまとめて作成する計画です。農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的としています。

農用地利用集積計画を公告することで、農地法の許可を受けることなく、計画の定めるところにより利用権が設定・移転、所有権が移転されます。利用権設定等に係る当事者間での契約締結行為は必要ありません。

また、農用地利用集積計画によって設定された賃借権は、その存続期間が満了すると自動的に終了し、農地は確実に返還されます。

なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、町が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することで再設定ができます。

▼**一般要件**

○計画の内容が町の基本構想に適合すること

○利用権の設定を受ける者（借り手）が、農地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること

▼**問合せ**　那須町農業公社　☎73-5545

農業委員会総会予定・農地法に関する申請締切日

農業委員会の総会で審議される申請書等には、受付の締切日があります。申請する方は申請書とその内容を事前にご相談ください。

▼**総会日程**

・6月21日(月)（締切日　5月31日(月)）

・7月20日(火)（締切日　6月30日(水)）

・8月20日(金)（締切日　7月30日(金)）

▼**問合せ**　農業委員会事務局　☎72-6925

国が支える。安心が大きくなる。老後の備えは「農業者年金」で安心！

農業委員会事務局・JAなすの各支店にお問い合わせください。

那須町農業委員会事務局　☎72-6925

那須野農業協同組合

・那須支店　☎72-6111